

特別養護老人ホームセイワ松戸（ユニット型）

重要事項説明書

令和 年 月 日現在

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 047-382-6161 FAX 047-382-6160

担当者：東 全隆・田澤 隼輔・色川 和宏・秋元 若菜

※ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 当施設の概要

(1) 提供できるサービスの種類と所在地

施設名	特別養護老人ホームセイワ松戸（ユニット型）
所在地	千葉県松戸市大橋 8 9
介護保険指定番号	千葉県 1271208041

(2) 当施設の概要

定員		60名	医務室	1室
居室	ユニット型個室		共同生活室	6室
		60室		
浴室	個浴槽・特殊浴槽があります			

(3) 職員体制

3：1（利用者数：介護看護職員数）

① 施設長 1名（従来型特養・短期入所と兼務）

常勤にて専ら施設の職務に従事し、施設の職員の管理、業務の実施状況、の把握、その他の管理を一元的に行う。また職員に必要な指揮命令を行う。

② 医師 1名以上（非常勤職員1名、従来型特養・短期入所と兼務）

入所者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。

③ 生活相談員 2名以上（常勤職員2名以上、従来型特養・短期入所と兼務）

入所者の生活相談、処遇の企画や実施を行う。

④ 介護職員 20名以上（常勤換算20名以上）

入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

⑤ 看護職員 3名以上（常勤換算3名以上、従来型特養・短期入所と兼務）

入所者の保健衛生並びに看護業務を行う。

⑥ 管理栄養士 1名以上（常勤職員1名、従来型特養・短期入所と兼務）

食事の献立作成、栄養計算、栄養ケアマネジメント作成、入所者に対する栄養指導等を行う。

⑦ 機能訓練指導員 1名以上（職員1名以上、従来型特養・短期入所と兼務）

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。

⑧ 介護支援専門員 1名以上（常勤職員1名以上、従来型特養・短期入所と兼務）
施設サービス計画書の作成等を行う。

⑨ 事務職員
必要な事務を行う。

⑩ 調理員・その他職員（実情に応じた適当数）
必要な業務を行う。

※調理員は調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。

3. サービスの内容

（1）介護保険サービス

- ・施設サービス計画の立案
- ・日常生活介護
- ・機能訓練
- ・自立支援
- ・生活相談
- ・健康管理
- ・口腔衛生の管理
- ・栄養管理
- ・療養食の提供
- ・栄養ケアマネジメント 等

（2）介護保険外サービス

- ・理美容サービス
- ・行政手続き代行
- ・預り金出納管理
- ・印鑑、通帳、年金証書等預かり、管理
- ・買い物サービス 等

4. 利用料金

（1）基本料金

- ① 施設利用料 別紙のとおり
- ② 居住費・食費 別紙のとおり

（2）その他の料金

- ① 理美容費
- ② レクリエーション費用 材料費実費、参加費等
- ③ 買い物サービス 買い物手数料、購入物品の実費
- ④ 所持品預かり・保管料 印鑑、通帳、年金証書等預かり・保管・出入金代行
- ⑤ 日常費用支払い代行 医療費、運搬費、年金支払い代行

上記の他、介護保険対象外の料金については、別途料金表をご覧ください。

(3) 支払方法

毎月10日までに前月分の請求をいたしますので、20日までにお支払いください。お支払い確認後、領収書を発行します。お支払い方法は、口座自動引き落としといたします。

5. 入退所の手続き

施設との直接契約になります。必ず施設・契約者（代理人）のもとで行われます。

6. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営方針

入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の身になってサービス提供に努め、施設サービス計画に基づき可能な限り居宅における生活への復帰をめざし、個々の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な援助を行います。また、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行うことを基本方針とします。

(2) 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会時間、手順など
- ・外出、外泊の手続き
- ・飲酒、喫煙について
- ・設備物品等の説明
- ・金銭、貴重品の管理、注意点
- ・所持品の持ち込み
- ・施設外での受診、送迎範囲について
- ・宗教活動について
- ・ペットの持ち込み

以上の点については、職員にご確認ください。

7. 緊急時の対応方法

入所者の健康状態が急変した時や必要に応じて、あらかじめ届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに、病院受診等の対応をいたします。

8. 事故発生時の対応

(1) 当該入所者への対応

事故発生時は、当該入所者の安全を最優先として、緊急時マニュアルに沿って対応します。

(2) 事故状況の記録

事故の状況及びその後の経過について記録します。

(3) 報告

サービスの提供により事故が発生した場合には、当該入所者の家族、県等に報告

します。

(4) 損害賠償

サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損賠賠償を速やかに行います。

9. 非常災害対策

- ・ 災害時の対応 当施設の建物は、耐震診断の結果、問題はなし。
また火災に備え下記防災設備の点検も定期的の実施しており、災害時の職員への連絡・夜間宿直員配置・地域住民の協力をいただく等で対応します。また、備蓄品として5日分の飲料水・食料品の他日用品も備蓄専用倉庫にあります。
- ・ 防災設備 消火栓・屋内消火栓・スプリンクラー・自動火災報知機・非常放送非常通報設備・防排煙設備・避難器具（防災頭巾等・誘導灯・誘導標識・自家発電設備）
- ・ 防災訓練 昼夜の災害・火災場所を想定した訓練に基づき、全職員が敏速に行動できるよう繰り返し年間3回以上の訓練を実施します。
また、地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等の実施を行います。
- ・ 業務継続計画 感染症や非常災害の発生時において、業務継続計画を策定します。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- ・ 防火責任者 東 全隆

10. 虐待防止、尊厳の保持に向けた体制

虐待防止、尊厳の保持に向け、職員に対しての研修を実施します。

利用者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等において、職員への研修を実施します。

11. 原則として、利用者への身体拘束を行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及び代理人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	
	なし		

1 3. サービス内容に関する苦情相談受付

当施設ご利用相談。苦情受付窓口 : 電話番号 047-382-6161

・ 苦情受付担当

特別養護老人ホームセイワ松戸 (ユニット型)

主幹 東 全隆 : 電話番号 047-382-6161

・ 苦情解決責任者

特別養護老人ホームセイワ松戸 (ユニット型)

施設長 山本 千恵子 : 電話番号 047-382-6161

・ 第三者委員

元団体職員 大野 長年 : 電話番号 043-424-0808

僧侶 鈴木 善光 : 電話番号 043-424-0808

・ 千葉県国民健康保険団体連合会

介護保険課 : 電話番号 043-254-7428

1 4. 当事業所の概要

法人名 社会福祉法人 清和園

代表者職氏名 理事長 清水 一人

本部所在地 千葉県千葉市若葉区若松町792-1

電話番号 043-424-0808

施設名 特別養護老人ホームセイワ松戸 (ユニット型)

施設長名 施設長 山本 千恵子

所在地 千葉県松戸市大橋89

電話番号 047-382-6161

定款の目的に定めた事業

(1) 養護老人ホーム

(2) 特別養護老人ホーム

(3) 老人短期入所事業

(4) 老人デイサービス事業

(5) 老人訪問介護事業

(6) 老人介護支援センター

(7) 老人居宅介護支援事業

(8) 地域包括支援センター

(9) ケアハウス

(10) 特定施設入居者生活介護

(11) 生活支援ハウス

(12) 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

(13) 介護予防支援事業

(14) 障害福祉サービス事業

(15) その他これに付随する業務

施設・拠点等

養護老人ホーム	1ヶ所
特別養護老人ホーム（従来型）	5ヶ所
特別養護老人ホーム（ユニット型）	3ヶ所
地域密着型特別養護老人ホーム	1ヶ所
短期入所生活介護	6ヶ所
通所介護	5ヶ所
認知症対応型通所介護	1ヶ所
居宅介護支援	4ヶ所
ケアハウス	1ヶ所
地域包括支援センター	2ヶ所
特定施設入居者生活介護	1ヶ所
生活支援ハウス	1ヶ所
認知症対応型共同生活介護	1ヶ所
訪問介護	1ヶ所
障害者グループホーム、ケアホーム	1ヶ所
日中一時支援事業	1ヶ所
共生型生活介護事業	2ヶ所

特別養護老人ホームのサービス提供の開始にあたり、事業者は本書面に基づいて重要事項を説明しました。

＜事業者＞ 住 所 千葉県松戸市大橋 8 9
 事業者名 社会福祉法人 清和園
 特別養護老人ホームセイワ松戸（ユニット型）
 代 表 者 理事長 清水 一人 印
 説 明 者 相談員 印

重要事項について説明を受け、了承しました。

＜利用者＞ 令和 年 月 日

利 用 者 印

連帯保証人 印

連帯保証人 印